

明和町職員採用試験（令和7年6月採用）の実施について

明和町職員採用試験を次のとおり実施します。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
一 般 事 務	若干名	一般的な書記的業務又は補助業務に従事する。

2 受験資格

職 種	受 験 資 格
一 般 事 務	・平成5年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、5年以上の社会人経験のある者

【求める人材】

- ・スペシャリストとして地域貢献ができる者
- ・社会的で地域の方との交渉能力のある者
- ・将来、管理職となる意欲のある者

上記の受験資格のほかに、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 地方公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

区 分	内 容
提出書類	提出書類は下記の3点です。 ①採用試験申込書（免許・資格の証明書等の写し含む） ②課題作文 ③面接カード
試験方法	下記2点の方法により1次試験を行います。 ①書類選考 ・提出された「採用試験申込書」、「面接カード」に基づき、職務に対する適性、能力、意欲等について審査します。 ②作文試験 ・作文テーマ 「あなたが得意なこと又は誇れることは何か、 またそれを仕事にどう生かそうと考えるか」 ・専用のA4横の原稿用紙に縦書きしてください。 ・800字（原稿用紙片面2枚）以内にまとめてください。 ・黒の消せないボールペン又は万年筆で手書きしてください。

(2) 第2次試験

区 分	内 容
適性検査	職場への適応性について、検査を行います。（公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向の面からみます。） 試験時間：約35分
口述試験	主として人物について試験を行います。

4 試験日程・場所及び合格発表

(1) 第1次試験

第1次試験の結果は、令和7年4月下旬頃受験者に通知します。

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者について行います。

期 日	場 所	合 否 発 表
令和7年5月2日（金）	明和町役場	5月中旬頃、受験者に通知します。

5 勤務条件等

- (1) 一般職員として採用します。
- (2) 明和町給与条例の定めに従い、給与・諸手当等を支給します。

6 受験手続

(1) 申込書(作文用原稿用紙含む)の請求

① 直接取りに行く

総務課総務係で令和7年3月25日(火)より交付します。

② 郵便による請求

封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、次のものを必ず同封して総務課総務係まで請求して下さい。

明和町役場 総務課 総務係

〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

ア 希望する職種及び日中連絡のつく電話番号を記載した紙

イ 140円分の切手を貼った、あて先を明記した返信用封筒(定形外角形2号封筒、A4サイズ対応)ただし、速達での返信を希望される場合には、更に300円分の切手を貼ってください。

③ インターネットからダウンロード

明和町役場ホームページの「総務課」の「募集情報」からダウンロードしてください。

(2) 申込手続き

採用試験申込書と課題作文を総務課総務係へ提出して下さい。採用試験申込書については、注意事項をよく読んだ上で必要事項を記入し、写真1枚を貼付して下さい。また、採用試験申込書の免許・資格欄に運転免許以外の免許・資格の記入を行った場合は、証明書等の写しを提出して下さい。

なお、郵送による申し込みの場合には、簡易書留とし、封筒の表に「採用試験申込」と朱書して、必要書類を必ず同封して下さい。

(3) 申込受付期間

令和7年3月25日(火)から令和7年4月25日(金)まで総務課総務係で受け付けます。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

また、郵送の場合は、受付最終日の午後5時までに届いたもの限り受け付けます。

7 その他

(1) この試験についての問い合わせは、役場総務課総務係Tel0276-84-3111までお願いします。

(2) 受験についての注意事項

① 上記申込受付期間を過ぎたものは、いかなる理由であっても受付せず、無効としま

す。

② 無効とした場合も含めて、提出された書類の返却、写しの交付等はしません。また、提出後の書類を修正することはできません。

③ 申込書を受領した際には、メール等にて、受領した旨を連絡いたします。

(3) 当試験の結果は、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等での請求の開示はできませんので、受験者本人が直接、運転免許証等写真により本人確認ができるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	総合得点	試験結果発表から 2週間	明和町役場総務課 総務係窓口